

入札説明書等の修正(新旧対照表)

令和4年5月16日に公表した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業」の入札説明書等を次のとおり修正する。

通番	書類名	頁数	行数	項目名	修正前(5月16日公表)	修正後(6月23日公表)
1	入札説明書	i	-	目次	(1) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の実施…13 (2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表…14 (3) 競争参加資格の確認(第一次審査)等…14 (5) 入札辞退の受付…16 (9) 入札書の開札(入札金額の適格審査)…20 (11) 苦情申立て…21	(1) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の実施…12 (2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表…12 (3) 競争参加資格の確認(第一次審査)等…13 (5) 入札辞退の受付…15 (9) 入札書の開札(入札金額の適格審査)…19 (11) 苦情申立て…20
2	入札説明書	5	10	イ 事業スケジュール	選定事業者との基本協定締結	落札者との基本協定締結
3	入札説明書	6	20	(2) 選定の手順及びスケジュール	第一次審査書類(参加表明書・競争参加資格確認申請書)の受付	第一次審査書類(参加表明書・競争参加資格確認申請書)の受付
4	入札説明書	6	22	(2) 選定の手順及びスケジュール	第一次審査(競争参加資格確認審査)結果の通知	第一次審査(競争参加資格確認審査)結果の通知
5	入札説明書	6	23	(2) 選定の手順及びスケジュール	提案書等に関する質問受付(2回目)	入札説明書等に関する質問受付(2回目)
6	入札説明書	6	26	(2) 選定の手順及びスケジュール	入札書及び第二次審査書類(提案書)の受付	第二次審査書類(入札書等及び提案書)の受付
7	入札説明書	19	23	入札保証金及び契約保証金	以下の業務の履行を確保するため、	幌延深地層研究計画 地下施設整備(第三期)等事業の履行を確保するため、
8	入札説明書	19	26	入札保証金及び契約保証金	追加	なお、低入札調査を実施した場合の保証金額又は保険金額は、施設整備費(消費税を含む)の10分の3以上とする。
9	入札説明書	27	13	土地の使用等	機構は、施設整備期間中、特定事業の用に供するために	機構は、事業期間中、特定事業の用に供するために
10	入札説明書	28	32	特別目的会社の設立等	機構は、落札者と地下施設における施設整備、維持管理及び研究支援業務の遂行に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結する。	機構は、落札者と地下施設における施設整備、維持管理及び研究支援業務の遂行に当たって必要となる事項等について基本協定を締結する。
11	入札説明書	40	16	別紙2 サービス対価の構成及び支払方法 物価変動に伴う研究支援対価(D)の改定	追加	(4) 物価変動に伴う研究支援対価(D)の改定 事業期間中の物価変動に対応して研究支援対価(D)を改定する。なお、研究支援対価に係る消費税等は、各対価に支払対象期間の消費税等の税率を乗じた額とする。
12	要求水準書	iv	12	目次	【表 4.15】仮設備一覧…エラー!ブックマークが定義されていません。	【表 4.15】仮設備一覧…95
13	要求水準書	30	26	【表 1.10】用語の定義(2/2)	追加	これまでの工事等 以下に示す工事、事業及びこれらの付帯工事(造成工事等)のことをいう。 ・幌延深地層研究計画地下施設工事(第I期) ・地下施設工事(第I期2次) ・地下研究施設整備(第II期)等事業 ・地下研究施設整備(第II期2次)工事 ・地下研究施設整備(第II期3次)工事
14	要求水準書	95	18	3.引継ぎ対象・要件 (1)従前の工事及び事業で設置された仮設備	③引継ぎ対象となる設備はエラー!参照元が見つかりません。のとおりである。	③引継ぎ対象となる設備は【表 4.15】のとおりである。
15	要求水準書	97	1	【表 4.15】仮設備一覧(2/2)	エラー!参照元が見つかりません。(2/2)	【表 4.15】仮設備一覧(2/2)
16	要求水準書	99	33	(4)その他施設等 ②業務内容	地上施設の清掃	事業区域の清掃
17	要求水準書	103	23	【表 5.1】研究支援業務一覧表(2/3) <調査ボーリング孔での調査> 1.ボーリング孔掘削	32.6m	20m
18	要求水準書	103	23	【表 5.1】研究支援業務一覧表(2/3) <調査ボーリング孔での調査> 1.ボーリング孔掘削	鉛直掘削長4.2m×孔径100mm×3孔	削除
19	要求水準書	103	25	【表 5.1】研究支援業務一覧表(2/3) <調査ボーリング孔での調査> 2.ボーリングコア観察	32.6m	20m
20	要求水準書	103	25	【表 5.1】研究支援業務一覧表(2/3) <調査ボーリング孔での調査> 2.ボーリングコア観察	孔長4.2m×孔径100mm×3孔	削除
21	要求水準書	103	28	【表 5.1】研究支援業務一覧表(2/3) <調査ボーリング孔での調査> 3.1.ポアホールテレビ観察	112.6m	100m
22	要求水準書	103	28	【表 5.1】研究支援業務一覧表(2/3) <調査ボーリング孔での調査> 3.1.ポアホールテレビ観察	孔長4.2m×孔径100mm×3孔	削除
23	要求水準書	139	21	③調査試験の要求水準 e.透水試験	・各種調査用ボーリング孔及び底盤鉛直孔において、	・各種調査用ボーリング孔において、単孔透水試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年2回実施する。また、底盤鉛直孔において、
24	事業契約書(案)	11	38	(事業者による引渡し) 第34条	追加	機構は、施設整備対象完成部分の引き渡し完了し、「別紙3 完成部分引渡書様式」による完成部分引渡書が提出された後、事業者に対して、当該施設整備対象完成部分に関する「別紙4 目的物受領書様式」による目的物受領書を交付する。
25	事業契約書(案)	14	22	(研究施設の修繕) 第43条	(研究施設の修繕)	(地下施設の修繕)
26	事業契約書(案)	14	23	(地下施設の修繕) 第43条	地下施設に影響を及ぼす修繕を行う場合、	研究施設に影響を及ぼす修繕を行う場合、
27	事業契約書(案)	14	26	(地下施設の修繕) 第43条	2 機構の責めに帰すべき事由により地下施設の修繕を行った場合、	2 機構の責めに帰すべき事由により研究施設の修繕を行った場合、
28	事業契約書(案)	14	28	(地下施設の修繕) 第43条	3 地下施設が損傷を受けた場合で当該損傷が事業者の責めに帰すべき事由によらない場合(地下施設既設部分に不具合が存在する場合で、機構が、地下施設を完全に利用することに支障を生じ又はそのおそれがある場合を含む。)	3 研究施設が損傷を受けた場合で当該損傷が事業者の責めに帰すべき事由によらない場合(研究施設既設部分に不具合が存在する場合で、機構が、研究施設を完全に利用することに支障を生じ又はそのおそれがある場合を含む。)
29	事業契約書(案)	14	33	(地下施設の修繕) 第43条	4 事業者は、本事業の事業期間中に地下施設の修繕を実施した場合には、	4 事業者は、本事業の事業期間中に研究施設の修繕を実施した場合には、
30	事業契約書(案)	24	38	(本契約終了時の施設整備対象部分の状態等) 第67条	第67条(不可抗力による契約終了)	第66条(不可抗力による契約終了)